



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月27日(金) 第9762号

目次

ページ

規則

- 群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課) 2

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) 3
- 道路の供用開始(道路管理課) 3

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 4
- 指定管理者の指定(文化振興課) 4
- 同(スポーツ振興課) 4
- 同 5
- 同 5
- 同(子育て・青少年課) 6
- 土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) 6
- 土地改良区の定款変更認可(同) 9
- 土地改良事業計画の変更に係る縦覧(同) 9
- 指定管理者の指定(労働政策課) 9
- 同(観光物産課) 9

教育委員会公告

- 指定管理者の指定(生涯学習課) 10

入札公告

- 一般競争入札の実施(二葉特別支援学校) 10

落札

- 落札者等の決定(教育委員会管理課) 12

■ 規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年十二月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十六号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表企画部の部世界遺産課の項中「活用推進係」の下に、「世界遺産センター準備係」を加える。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第238号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 みどり市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 みどり市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
みどり市（次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
-------	-----	-----	---------

県道	藤岡大胡線	高崎市新町字町並2722番の2地先から同市同字大天白361番の1地先まで	令和元年12月27日
----	-------	--------------------------------------	------------

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年12月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おおたNPO支援センター
- 3 代表者の氏名 植木一夫
- 4 主たる事務所の所在地 太田市大原町82番地7
- 5 定款に記載された目的 この法人は、NPO（民間非営利組織）活動の発展をめざし、市民活動を推進支援することを図り、企業や行政とのパートナーシップの形成を促進し、もって市民社会の発展に寄与することを目的とする。

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 県立自然史博物館附帯ホール
  - (2) 所在地 富岡市上黒岩1674番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 富岡市
  - (2) 主たる事務所の所在地 富岡市富岡1460番地1
  - (3) 代表者の氏名 富岡市長 榎本義法
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 群馬県総合スポーツセンター
  - (2) 所在地 前橋市関根町800番地
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 公益財団法人群馬県スポーツ協会
  - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市関根町800番地
  - (3) 代表者の氏名 理事長 松本博崇
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

---

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク
  - (2) 所在地 渋川市伊香保町伊香保587番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 公益財団法人群馬県スポーツ協会
  - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市関根町800番地
  - (3) 代表者の氏名 理事長 松本博崇
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

---

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 群馬県ライフル射撃場
  - (2) 所在地 北群馬郡榛東村大字上野原字吾妻山2番17
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 群馬県ライフル射撃協会
  - (2) 主たる事務所の所在地 高崎市倉渕町三ノ倉497番地
  - (3) 代表者の氏名 会長 岡田榮三
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 ぐんまこどもの国児童会館
  - (2) 所在地 太田市長手町480番地
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 公益財団法人群馬県児童健全育成事業団
  - (2) 主たる事務所の所在地 太田市長手町480番地
  - (3) 代表者の氏名 理事長 小出省司
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
群馬用水	理 事	再 任	山本龍	前橋市大手町二丁目9番14-801号
	同	同	蜂巢孝雄	同 池端町33番地
	同	同	戸谷利夫	同 堀越町952番地1
	同	同	大崎美一	同 柏倉町1320番地
	同	同	後閑千代壽	同 粕川町膳535番地1
	同	同	星野好孝	同 富士見町原之郷2044番地
	同	同	鈴木俊司	同 富士見町時沢1109番地2
	同	同	富岡賢治	高崎市田町75番地1グリーンミュキ高崎1103
	同	同	平田英勝	同 三ツ寺町1116番地
	同	同	後閑太一	同 十文字町150番地1
	同	同	佐藤幸雄	桐生市新里町山上975番地
	同	同	宮下宏	渋川市有馬1205番地

同	同	高木勉	同 横堀1045番地2
同	同	狩野保明	同 赤城町敷島55番地9
同	同	楯一雄	同 北橋町上南室676番地18
同	同	吉田利治	同 北橋町真壁2134番地
同	同	真塩卓	北群馬郡榛東村大字新井2735番地1
同	同	飯塚武久	高山村大字尻高107番地1
同	新任	小林一雄	前橋市金丸町49番地
同	同	豊嶋孝男	同 苗ヶ島町1118番地
同	同	松村一雄	同 粕川町女淵389番地1
同	同	小高定夫	高崎市箕郷町白川1788番地
同	同	伊藤實	同 下室田町1568番地
同	同	今泉重造	桐生市新里町大久保717番地
同	同	小澤好男	渋川市吹屋659番地85
同	同	石関桂一	同 白井852番地1
同	同	小野関守	北群馬郡榛東村大字広馬場2477番地
同	同	柴崎徳一郎	同 吉岡町大字漆原426番地
同	同	大林裕子	同 同 大字小倉甲91番地
同	退任	北爪昭壽	前橋市鼻毛石町472番地
同	同	池田忠行	同 粕川町新屋74番地1
同	同	狩野一郎	高崎市箕郷町柏木沢1839番地1
同	同	木暮政彦	同 高浜町1173番地
同	同	松島正己	桐生市新里町山上1330番地1
同	同	石北吉晴	渋川市中郷1660番地1
同	同	小澤一二	同 吹屋103番地
同	同	富澤善一	北群馬郡榛東村大字広馬場1220番地1
同	同	南雲吉雄	同 吉岡町大字大久保3151番地
同	同	石関昭	同 同 大字南下1221番地
監事	再任	伊藤静雄	前橋市上大屋町294番地
同	同	樺澤元治	同 富士見町引田516番地6
同	同	松本辰夫	高崎市金古町240番地

	同	同	栗田俊彦	北群馬郡吉岡町大字漆原31番地
	同	新任	北爪康行	前橋市鼻毛石町67番地2
	同	退任	豊嶋孝男	同 苗ヶ島町1118番地
藤岡	理事	再任	神田隆	藤岡市小林619番地
	同	同	福島孝之	同 本郷1526番地
	同	同	伊藤恒雄	同 神田311番地
	同	同	柴田己一	同 矢場721番地
	同	同	須藤哲雄	同 東平井1215番地
	同	同	秦野治夫	同 金井253番地
	同	新任	落合浄	同 上大塚1475番地1
	同	同	野辺昭信	同 中大塚596番地
	同	同	佐藤実	同 下大塚96番地
	同	同	須川丈雄	同 鮎川658番地
	同	退任	内林房吉	同 上大塚126番地1
	同	同	小平庄治	同 中大塚893番地
	同	同	青柳章	同 本動堂27番地2
	同	同	入佳雄	同 東平井1114番地
	同	同	須川丈雄	同 鮎川658番地
	同	同	須川丈雄	同 鮎川658番地
	同	同	須川丈雄	同 鮎川658番地
	同	同	須川丈雄	同 鮎川658番地
	同	同	須川丈雄	同 鮎川658番地
	同	同	須川丈雄	同 鮎川658番地
利根加用水	理事	新任	小林史夫	邑楽郡千代田町大字舞木938番地2
	同	退任	酒巻常一	同 同 同 381番地
広瀬桃木両用水	理事	新任	松村光雄	伊勢崎市柴町493番地
	同	退任	太田正雄	同 堀口町273番地



土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により板鼻堰土地改良区の定款の変更を令和元年12月17日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により県営城沼水路土地改良事業計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和2年1月6日から同年2月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 館林市役所及び板倉町役場

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 群馬県勤労福祉センター
  - (2) 所在地 前橋市野中町361番地2
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 公益財団法人群馬県勤労福祉センター
  - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市野中町361番地2
  - (3) 代表者の氏名 理事長 石田弘義
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 宝台樹キャンプ場及び宝台樹スキー場
  - (2) 所在地 利根郡みなかみ町大字藤原地内

- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 武尊山観光開発株式会社
  - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市荒牧町二丁目38番地9
  - (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 関隆之
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## ■ 教育委員会公告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月27日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 群馬県青少年会館
  - (2) 所在地 前橋市荒牧町2番地12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 公益財団法人群馬県青少年育成事業団
  - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市荒牧町2番地12
  - (3) 代表者の氏名 理事長 太田大森
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年12月27日

群馬県立二葉特別支援学校校長 筑井 博之

- 1 調達内容
  - (1) 購入等件名及び数量 群馬県立二葉・二葉高等特別支援学校スクールバス運行委託業務 5路線
  - (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
  - (3) 委託期間 令和2年4月1日(水)から令和5年3月31日(金)まで
  - (4) 履行場所 群馬県立二葉特別支援学校通学区管内及び群馬県立二葉特別支援学校の指定する場所
  - (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年1月20日(月)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月30日(木)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立二葉特別支援学校へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

(8) 本件と同種の業務について実績があること。

(9) 日本国内において、県教育委員会が行う立会検査に応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-3531 群馬県高崎市足門町120 群馬県立二葉特別支援学校(担当:串淵 豪) 電話027-373-2235 ファクシミリ027-371-4216

(2) 入札説明書の交付方法 令和元年12月27日(金)から令和2年1月23日(木)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県教育委員会が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和2年2月3日(月)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和2年1月23日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「スクールバス運行委託業務に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年2月14日(金)午前11時 群馬県立二葉特別支援学校会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月13日(木)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立二葉特別支援学校長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「スクールバス運行委託業務に係る入札書在中」

と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hiroyuki Tsukui, Principal of Gunma Prefectural Futaba Special Needs School
- (2) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Gunma Prefectural Futaba Special Needs School
- (3) Fulfillment period: From April 1, 2020 To March 31, 2023
- (4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Futaba Special Needs School district jurisdiction and places Gunma Prefectural Futaba Special Needs School designates
- (5) Dates of issue for tender documents: From 9:00 a.m. December 27, 2019 To 5:00 p.m. January 23, 2020
- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Until 5:00 p.m. January 23, 2020
- (7) Bidding deadline: Until 11:00 a.m. February 14, 2020  
The tender must be sent to the address below no later than February 13, 2020 at 5:00 p.m. by registered mail.
- (8) For further details, please contact: Go Kushibuchi, Gunma Prefectural Futaba Special Needs School, 120 Ashikado-machi, Takasaki-shi, Gunma-ken, 370-3531, Japan, Tel: 027-373-2235 (Japanese language only)

## ■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年12月27日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 群馬県立太田特別支援学校スクールバス運行業務 4路線
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

- 3 落札者を決定した日 令和元年12月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 館林観光バス株式会社 群馬県館林市大手町7番10号
- 5 落札金額 175,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年10月29日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---